

対法務当局

人事課 作成

令和7年12月16日(火)参・法務委 小林さやか議員(国民)

6問 住宅制度の充実における住居手当の増額の是非について、法務当局に問う。

- 検察官の住居手当については、一般の政府職員(注)の例に準じており、指定職相当以上となる検察官を除いて、最大月額28,000円の手当が支給されている。
- 検察官も国家公務員であり、その手当を含む給与については、国家公務員全体の給与体系の中でバランスのとれたものにする必要がある。
- このような観点から検察官に対する手当については、一部の例外を除き、基本的に一般の政府職員の例に準ずるものとされており、このような取扱いには合理性があるものと考えている。

(注)「一般の政府職員」とは、一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員を意味する。

(参考) 住居手当の支給対象となる検察官

- ・ 検事9号～20号
- ・ 副検事3号～17号

(参照条文) 検察官の俸給等に関する法律 (昭和二十三年法律第七十六号)

○第一条 検察官の給与に関しては、検察庁法 (昭和二十二年法律第六十一号) 及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律 (昭和二十四年法律第二百五十二号) 第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び附則第三条に定める俸給月額俸給又は一号若しくは二号の俸給を受ける副検事については、一般職の職員の給与に関する法律 (昭和二十五年法律第九十五号) による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

(略)

【責任者：人事課 大原課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■■■】